

## 「個別の支援計画」作成についての実態調査研究

－ 発達障害をもつ子どもの母親への面談調査から －

早川 滋人

Investigation of Actual Conditions about Drawing up the Individual Support Plan

－ The Interview with Mothers who Have Children with Developmental Disorders －

Shigeto HAYAKAWA

キーワード：個別の支援計画，発達障害，連携，協働，自立

### はじめに

筆者は昨年の研究紀要<sup>3)</sup>において、幼児期に策定する「個別の支援計画」について、特に発達障害がい児の自立に向けての支援の視点から、「個別の支援計画」が担う可能性について報告した。障害がい児の支援が、今現在の支援にとどまらず、自立を最終目標とした将来への支援として連続性をもって有用なものになるために、幼児期から保護者と関係機関が連携して支援に関する情報を共有して蓄積していくことの重要性を指摘した。それは、支援の対象である子ども（以下、当該児）が、将来自立した際に、必要な時には自ら支援を求めていくことができるように、これまでの自分の支援の記録が残され、“自分史”ともなる個別の支援計画を当該児自身が活用できることである。そのためにも、保護者と支援を提供する関係機関（保育者や医療関係者など）が連携協働して支援計画を作成し、自立志向的で客観的情報を共有蓄積すること、同時にその保存や記載内容などの課題を報告した。

日本においては、学校教育法の一部改正に則り、平成19（2007）年度より特別支援教育が実施され、これ以後、障害がい児の支援の一つとして「個別の（教育）支援計画」（以後、支援計画）の作成が教育機関で進められている。文部科学省の平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果<sup>8)</sup>によれば、平成26年度において、国立公立私立を含めて幼稚園から高校までの総合計で、支援計画を策定している学校は61.2%となっている。学校別の支援計画の作成の推移（図1）を見ると、公立の小学校（平成26年度の調査対象校20,257校）と中学校（平成26年度の調査対象校9,649校）では、作成率は年度を追うごとに高まり、平成26年度では90%近い数値（小学校：87.8%、中学校：87.2%）となっている。また、公立幼稚園（平成26年度調査対象園4,464園）では、平成

「個別の支援計画」作成についての実態調査研究

26年度で74.0%まで高まり、公立高校（平成26年度調査対象校3,653校）では、平成26年度で62.4%となっている。同調査の他の調査項目（校内委員会の設置状況や特別支援コーディネーターの指名）がほぼ100%に近い値にまで高まっているのに比べると、支援計画の作成率は決して高い値とはいえない。また、幼稚園から高校までで、国立、公立、私立の別の数値を比較すると、概して公立の作成率が国立や私立より高い数値となり、公立学校に比べて国立・私立学校での作成が遅れるなど、学校の設置主体による差が生じている。また、小学校と中学校では、特別支援学級や通級による指導を受けている場合の支援計画の作成は設置主体に関わらずほぼ100%に近い作成率となっている。つまり、当該児の在籍学級の違いにより、支援計画の作成状況も異なっている。

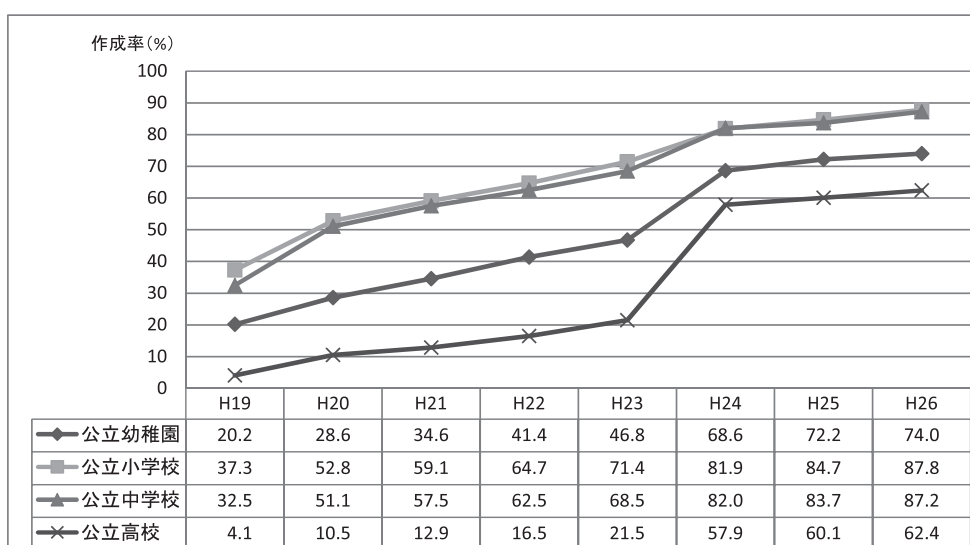


図1 学校種別ごとの個別の支援計画の作成率の推移

注) グラフは、文部科学省「平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果」のデータを基に筆者が作成。  
 \* 平成24年度以降は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた数値である。  
 \* 対象校には、特別支援学校、特別支援学級も含み、該当者すべてに作成している場合の数値である。

保育所等における支援計画の作成状況については、中島（2011）<sup>10)</sup>の研究報告がある。この報告では、ある市の中で障がい児を受け入れている保育所・施設（33施設）において、当該児全員への支援計画の策定率は、平成22年度において15.2%という結果が報告されている。現在では、その策定率は上昇していると思われるが、すべての当該児に支援計画が策定されていないのが実状であると思われる。

これらの報告や研究はあくまで支援計画の作成率の結果であり、支援計画の内容や作成方法、活用といった質的な状況は不明な点がある。中島（2011）<sup>10)</sup>は、保育所や施設での支援計画の

作成課題として、施設内の職員だけによる作成の困難さと関係機関との連携の不足を課題として指摘している。また支援計画に比べて「個別の指導計画」の策定率が高くなることも指摘している。真鍋（2013）<sup>7)</sup>が、我が国の現状を見渡せば事前に関係者相互で“全体的な目標”が規定されているところは稀であり、むしろ保育所・幼稚園の中で完結する支援計画作成がほとんどであると述べるように、現状では長期的な発達や自立の視点に立った計画を保育者が作成することが難しいことを示唆している。また、小学校や中学校では、小坂（2011）<sup>6)</sup>と保田（2012）<sup>13)</sup>による特別支援コーディネーターへのインタビュー調査の研究がある。この研究結果では、校内委員会での検討があっても学内での特別支援コーディネーターと協働して支援計画が作成されることは少なく、また保護者には書面ではなく口頭による説明にとどまる傾向があるなど、学内外の関係者と協働して支援計画を作成し、保護者に支援計画が直接渡されていない現状を指摘している。そして、支援計画の利用として進学や進級の引き継ぎに重点がおかれていることを挙げている。さらに、学校現場では、支援計画の作成は学級担任一人が担い、その作成や活用も担任の力量に委ねられていることを示唆している。藤田（2012）<sup>2)</sup>も、小学校や中学校、そして特別支援学校でも支援計画の未整備と学内連携のないことを指摘している。また、「個別の支援計画」が「個別の指導計画」に代替されているなどの問題も指摘している。

支援計画の作成は、教育機関等では漸次取り組まれているが、その作成方法や活用については様々な課題があるのが現状であると思われる。しかしながら、支援計画が当該児の自立に向けた長期的視点に立った支援計画であること、そして保護者と連携協働して作成されることは、支援計画の基本的かつ根幹に当たるものである。それ故、支援計画の作成がどのように取り組まれているのか、教育機関側ではなく、当該児の保護者の立場からその現状を把握し課題を検討することには意義があると思われる。また、支援計画を継続して作成し、将来に活かすためにはその保存も重要な課題である。この点で、相談支援（サポート）ファイルの利用状況を把握し、支援計画との連動の課題を検討することは重要である。

## 目的

発達障がいの診断を受け、現在就学中の子どもをもつ保護者に面談調査を行い、個別の支援計画の作成等について状況を把握し、その保護者の立場からの課題を検討することを目的とする。調査内容は以下の通りである。

- ①作成の有無：現在、またこれまでの就学期間中に支援計画が作成されていたか。
- ②開示・コピー：個別の支援計画が作成されていた場合、その支援計画は保護者に開示されていたか、あるいはその書類（コピー）をもらうことができていたか。
- ③署名捺印：個別支援計画が作成されていた場合、その内容を了承している確認のために保護者

## 「個別の支援計画」作成についての実態調査研究

の署名あるいは捺印をすることがあったか。

- ④協働作成：個別の支援計画を作成するにあたり、作成者と保護者、また関係機関と協働して記載内容を話し合った、さらに情報や資料を共有することができていたか。
- ⑤相談支援（サポート）ファイルの利用：支援計画を継続して作成していた場合、相談支援（サポート）ファイルを利用しているか。
- ⑥本人への開示と譲渡：支援計画を作成していることを当該児は知っているか、あるいは当該児に開示しているか。また、将来に譲渡する予定があるか。

## 方法

### 対象

発達障がいの診断を受けた子どもの親の会（障がいの情報交換や親睦、子どもに最適な支援が受けられるように働きかけることを目的とした親の会）に、調査研究の目的を伝え、会員に調査研究依頼をアナウンスした。そして、会員の中で調査研究に協力する保護者は筆者に直接申し出を行い、その後に面談日を設定し、面談が実施できた保護者が対象である。

### 調査方法

調査は直接の面談にて行った。調査方法としては、質問項目を予め準備した半構造化面接方法を用いた。なお、面談調査に先立ち、調査研究の目的及び方法等を書面（「研究参加の同意書」）を用いて説明し、面談調査の同意を署名にて得た。面談調査は、平成27年6月から同年9月の期間にて行った。

## 結果

面談調査を行った保護者（すべて母親）は7名であり、支援計画の作成の対象となる子ども（以下、事例とする）はのべ8名である。事例の最小学年は小学校2年生、最高学年は高校2年生である。就学形態としては、特別支援学校在籍、特別支援学級在籍、また通常学校通常学級の在籍など様々である。また、当該児の診断は、現在の診断基準（DSM-5）で“自閉症スペクトラム障害”<sup>1)</sup> <sup>11)</sup> に該当する。表1に全事例の就学年度ごとの支援計画の作成状況等を示した。

表1 個別の支援計画の作成状況等

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
▼診断															
事例A	幼3	幼4	幼5	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	
①作成の有無					◎										
④協働作成					○										
▼診断															
事例B	保4	保5	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2		
①作成の有無							(○)	(○)	(○)	◎	◎	◎	◎		
④協働作成							×	×	×	×	×	×	×	×	×
▼診断															
事例C	保5	保6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1			
①作成の有無	○	○										◎	(○)		
④協働作成	(○)	(○)			×	×	×	×	×	×	×	×	×		
▼診断															
事例D 療育	療育	療育	療育	保5	保6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1
①作成の有無							◎				(○)	◎	◎	◎	
④協働作成							×				(○)	○	×	×	
▼診断															
事例E 療育	保4	保5	保6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3			
①作成の有無				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
④協働作成				(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)			
▼診断															
事例F	保0	保1					保3	保4	保5	保6	小1	小2	小3	小4	
①作成の有無											◎	◎	◎	◎	
④協働作成										(○)	×	×	×	×	
▽検査															
事例G	子2	子3	子4	子5	子6	小1	小2	小3							
①作成の有無	(○)	(○)	(○)	○		(○)	(○)	(○)							
④協働作成	×	×	×	×		×	×	×							
▽検査															
事例H	保1	保2	保3	保4	保5	幼6	小1	小2							
①作成の有無							◎	◎	◎	◎	◎	○	○		
④協働作成							(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		

注)「幼」は幼稚園、「保」は保育園、「子」は認定こども園、「小」は小学校、「中」は中学校、「高」は高校を示す。数字は、歳児あるいは学年を示す。  
 注)二重線は「特別支援学校」の在籍、破線は「特別支援学級」の在籍、実線は通常学級の在籍を示す。

①作成の有無

個別の支援計画の作成状況は、学校種別、年度、ケースの学年によってもばらつきがある。また同学校内でも、進級して担任が変更となることで作成が中断しているケースもある(事例D, E, G)。障害の確定診断後に、直ちに支援計画が作成されるとも限らず、中には療育を受けて、確定診断される前から支援計画が策定されているケースもある(事例F, G, H)。特別支援教育が実施された平成19年度以降、保育所保育指針と幼稚園や小中高の教育要領や学習指導指導要領の改訂により「個別の支援計画の作成」が明文化された。その後ただちにすべての事例で支援計画が策定されていることはないが、作成は増加傾向にあるといえる。事例の中には、保護者から学校側へ支援計画の問い合わせ後に学校側が作成に取り組むケースもあった。文部科学省の特別支援教育体制整備状況調査の結果の同様、すべての事例ケースにおいて支援計画の作成率は100%となっていない現状が明らかになった。

②開示・コピー

表1の「①作成の有無」で「◎」となっているものは、支援計画が作成されかつコピーを保護者が入手しているケースを示している。支援計画の目的からすれば、保護者にも同一のものが渡

されるべきであるが、保護者にもコピーが渡されている割合は、支援計画作成中のうち59.2%であった。「○」は、保護者懇談会等で作成された支援計画（個別の支援計画であったのか個別の指導計画であったのかが明らかでない場合も含まれる）を開示はされても、コピー等を受け取ることがなかったケースを示している。「(○)」となっているのは、支援計画を保護者に開示していないために作成が確認できなかったものの、懇談会などでの教師との話し合いの中で、支援計画が作成されていると保護者が判断したケースである。この中には、保護者が支援計画の開示を求めるも「マル秘ですから」や「申し送りしはしておきましたから」と開示を拒否されたケースもある。

### ③署名捺印

支援計画が作成された中で、その書類に保護者が署名あるいは捺印をしたという割合は30.6%であった。開示またはコピーがあっても、作成された支援計画を保護者が確認し、記載内容等を了解したという証明の署名捺印が行われているものは半数にも満たない。

### ④協働作成

支援計画を作成するに当たり、保護者が作成者と直接話し合い、協働して支援計画の記載内容を検討して作成したケースは、全事例の全ケースのうち2ケースのみ（表1の④協働作成の「○」に該当）であった。このケースではクラス担任に加え、校長あるいは特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーが同席して作成に取り組んでいた。支援計画を保護者とともに協働で作成したとみなせる作成率は、4.1%にとどまる。全ての事例において、学外の関係者や専門家が同席して支援計画を作成したというケースはなかった。表1の④協働作成の「(○)」となっているケースは、「保護者の願い」や当該児の様子について、書面での回答を保護者に依頼があったケースや懇談会等において口頭で質問や聞き取りがあったケースである。また、作成に当たっては学内の校内委員会や特別支援コーディネーターが協力して作成しているケースも含まれるが、そこに保護者の参画はない場合もある。「×」となっているケースは、支援計画はすでに完成した状態で保護者に開示等されたケースである。

支援計画を作成する際に、学外の専門機関（医療機関や療育機関）からの情報や資料を事前に入手し、また専門家の意見を問い合わせているケースはなかった。一部のケースでは、過去の発達検査等の結果が記載されているものはあった。さらに、作成された支援計画を専門機関に対して報告あるいは情報として提供しているというケースはなかった。

### ⑤相談支援（サポート）ファイルの利用

全事例（8例）中、相談支援（サポート）ファイルを利用していたのは2事例のみであった。他の事例では、相談支援（サポート）ファイルを知らない、受け取っていない、もらったようだが分からないという回答であった。

### ⑥本人への開示と譲渡

全事例において、当該児に支援計画を開示しているケースはなく、作成において当該児が参画しているケースもなかった。今回の調査対象となったすべての事例では、当該児に診断（障害）の告知がされていなかった。また、将来、当該児に支援計画を譲渡するかという問いに対しては、すべての事例で考えたことがなかったという回答であった。

## 考察

### 作成状況について

今回の調査研究の対象となった保護者は、親の会に参加している保護者であり、子どもの障害への理解や支援について積極的に学び、支援の情報も比較的多く入手していることから支援計画を学校等と協力して作成しているケースが多いと予測したが、実際の作成率は低いものであった。特別支援学校や特別支援学級に在籍している場合は、支援計画の作成の取り組みは高いが、それでも100%には達しない。事例の中には、保護者から支援計画の作成の依頼があった後に、学校の教員がこれから研修に行く、あるいは勉強中なので待ってほしいという返答がされるなど、支援計画を作成する意義や作成方法について教育機関側が十分に認識して準備が整えられていない状況があるようである。理念としては学校関係者と保護者が協力して作成することになっているが、学校関係者が作成の主体となるため、作成の有無は保護者よりも学校関係者の態勢に左右されてしまう。

支援計画の目的からすれば、支援が計画され実行し、その結果を評価して次の計画に活かすというPDCAサイクルに基づいて作成されるべきであると考えられる。そのためには、支援計画の作成は少なくとも年度初めと年度終わりの年度内に2回は見直しがあるべきと考えるが、今回の調査では、年に2回の作成を行ったというケースは1回のみであった。また、支援計画が開示されなかった中には、「申し送りはしておきました」という学校側の説明からも、支援計画を単に進学や進級の申し送り書類の一つとして認識しているようなケースもあった。こうしたことは、支援計画の目的の理解不足だけでなく、その活用の視点が欠けていると思わせるものである。支援計画が長期的な視点に立ったものであるために、支援の成果が学期や年度という短期間で見出し出せず、作成に対するインテンシブが低下しやすいのかもしれない。当該児への支援の最終目標を自立と考え、ライフサイクルという発達の観点からの支援のための支援計画である認識を見失わないことが重要である。今後は、支援計画の活用や有用性の評価（数年後にはなるが）を支援計画の作成者にフィードバックし、支援計画作成の向上に活かすことを考えていく必要があると思われる。

### 内容

面談調査の際に、一部のケースで作成された支援計画を見ることもできた。支援計画の書式は

市町村（教育委員会等）で作成されたものを利用するケースが多いようであるが、その記載項目や記載量には差があった。保護者への開示あるいはコピーを受け取っていた場合、家庭とは異なる学校での様子を知ることができてよかったという話やこれだけ丁寧に子どもを見てくれているのだと感謝の思いを語る保護者もあった。書面による記録の利点は、目に見える形で残ることであり、形から支援の熱意が伝えられるという意味もある。反面、支援計画に目を通した保護者からは、不満の意見もあった。それは、記載項目として「教科」が挙げられているが、保護者としては学習面での支援に重点が置かれるよりも、就学後の自立を見越した支援に力を入れて欲しいというものである。特に、就学年度が上がっていった場合、保護者の不安や心配が学校場面での適応よりも就学後の子どもの自立に移っていくので、それに代る支援計画が作成されることを保護者は望んでいる。保護者の話の中には、支援計画を見ても将来の自立の姿が見えずに失望したというものもあった。学年内の教科や学校活動の支援は、本来「個別の指導計画」で対応する事項であり、支援計画と指導計画の使い分けが整理されていない状況があるようである。藤田(2012)<sup>2)</sup>の指摘の通り、本研究の中でも、指導計画が支援計画に代替されて開示されていたケースもあった。

#### 連携と協働

支援計画の作成者（主に学級担任）だけでなく、学内の関係者（例えば特別支援コーディネーター）も同席して協働して支援計画を作成したというケースでは、保護者より一緒に作成することで学校への信頼感が高まったという話があった。しかし、こうしたケースは稀で、多くは学級担任が単独で作成し、保護者にも完成した支援計画が示されていた。本来の支援計画の重要な趣旨である保護者と協力して作成することが現状では少ない。さらに、学外の関係者との同席作成や情報の交換などはほぼ皆無の状態であり、連携体制の不十分さが認められた。学外との連携の脆弱性は、学校が学外の関係機関との連携方法を構築するノウハウがないことも一つの要因と考えられる。守秘義務の問題もあるため、情報交換には学校と関係機関との仲介として保護者の役割も重要となるが、それ以前に学校側と関係機関の相互に連携していくという認識を高める必要があると思われる。その点では、学校の特別支援コーディネーターの役割が重要であるが、現状としては各校に1名の配置や兼担という状況では、在籍する対象児の支援計画作成にコーディネーターが常に関わることは現実的に不可能であると思われる。現状では、学校関係者と保護者、そして学外の関係機関の専門家が、同質に支援計画の必要性を認識し、協働して作成するというコミットメントを得ることがまずは必要であると思われる。

#### 誰のための支援計画か

支援計画は、当該児の自立を支援するためのアイテムの一つであり、当然支援計画は当該児のために作成されるものである。決して、学科関係者や保護者のために作成するものではなく、所有権があるわけでもない。ただし、当該児が未成年で就学中である、あるいは障がいの告知や受



容がされていない場合は、保護者が当該児に代わって支援計画を管理することにはなる。その意味では、支援計画の開示を保護者が求めても、それを学校側がマル秘として開示を拒否するのは論外である。また、閲覧のみでコピーを提供しないというものは、本来の支援計画の意味を見失っているといえる。さらに、署名や捺印もない支援計画は保護者と協働して作成していないことを意味し、これも誰のための支援計画かという視点を失っている。当該児の発達や能力の特性等により、また当該児の告知と障害の受容がない段階では、当該児が支援計画の作成に参画することはできず、また管理することはできないかもしれない。しかし、将来において障害受容をして自立する際には、支援計画は本人に渡され、活用すべきものである。作成された支援計画は本人の“自分史”でもあり、それはアルバムと同様に自分の成長発達を自分で確認することができ、今の自分を受容してアイデンティティを確立させるためのリソースにもなる。本研究の事例で当該児が高校生である保護者でも、これまでの支援計画を子どもに見せる、あるいは譲渡することは考えていなかった。支援計画は現在、そして将来に向けての計画という意味だけでなく、作成された支援計画が当該児にとってはこれまでの自分を振り返り、今そして将来の自分を支えるための貴重な情報となる。支援計画の内容はもちろん、支援計画自体が当該児の将来の自立を支える重要なアイテムになるという認識を支援者が有することは重要である。

#### サポートファイルについて

支援計画を将来の自立の際に活用するためにも、保存管理は重要である。文部科学省が平成20(2008)年に出した「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」<sup>9)</sup>の中で、地域における一貫した相談・支援のための連携方策の一つとして「相談・支援手帳(ファイル)」の作成の提案をしている。そのガイドラインでは、「医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、それぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者とともに必要な情報を共有化することが大切です。そのためには、共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、子どもの障害や発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録する相談・支援のための手帳やファイル「相談・支援手帳(ファイル)」を作成し、障害のある子どもの保護者が活用できるようにすることが有効です。この手帳やファイルは、関係機関による情報の共有化を図ることができ、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有ができるようにすることを目的としています。また、保護者が各種の相談・支援を受ける際に提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるように、また、保護者や相談・支援者が必要な情報を記入できるようにします。手帳やファイルに記載された内容は、関係機関が適切な役割分担の下に、障害のある子どものニーズを把握し、関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業段階までの一貫した支援が行われるための計画(「個別の支援計画」)づくりのために、重要な情報になると考えられます。また、この手帳やファイルの中に、「個別の支援計画」が直接記載さ

れることもあります。」と説明されている（一部抜粋）。加瀬（2014）<sup>4）</sup>の報告では、全国の市区町村の62.3%で、このファイルの導入が確認されている。この「相談・支援手帳（ファイル）」は、「相談支援ファイル」「サポートファイル」などとも呼ばれており、個々には固有の名称をつけているものもある（以下、「サポートファイル」とする）。現在では都道府県で統一したものを作成しているところもある。

支援計画の保存と活用の点でも、サポートファイルを利用することは有効であると考えられるが、本調査の事例では、わずか2例でしか利用がなかった。表2に、筆者の所属する短大の所在地である滋賀県内の自治体のサポートファイルの作成状況を示した。大津市以外ではサポートファイルが準備されている。しかしながら、自治体のホームページで案内や書式のダウンロードはすべての自治体で可能とはなっていない。そのため、住民には十分に認知されていないこともあり得る。母子手帳ほどには一般には周知されていないのが現状であると思われる。また、サポートファイル配布の対象が障がい児となるために、乳幼児健診や保健師による指導の際に直接配布を行っているところもあるが、保護者の障害受容や診断の時期の課題もあり、該当者すべてに配付されて十分に活用されてはいないと思われる。加瀬（2014）<sup>4）</sup>の報告の中でも、サポートファイルの保持者を自治体がフォローしている割合は66%にとどまっている。また、公開されているサポートファイルの書式を見ると記載項目も多く、保護者には記載の負担が大きすぎるのではないかという危惧もある。支援計画の保存と活用という点でも、サポートファイルは有効と思われるが、情報の整理と記載の支援、また周知と活用方法の説明などの課題は多いと思われる。

## まとめ

支援計画の目的が当該児の自立の支援であるためには、学校と保護者との間で共通した当該児の自立、つまり就学後の生活をイメージできることが必要である。そして、具体的な自立した生活をイメージするためにも、当該児の障がいの状態や特性についての専門家の意見が不可欠となる。この学校と家庭、専門機関との間での連携と情報の共有があつてこそ、学校と家庭との両場面で共通した支援を当該児に提供できる。支援計画の作成が当該児にとって有用となるためにも、連携と協働体制を構築することが急務である。また、支援計画の作成自体が目的とならず、支援計画の作成を機に支援する人がつながり、多くの手で当該児の支える体制が整えられることを期待したい。

発達障がいを持つ保護者（母親）への面談調査からは、母親がわが子の障害という重い課題を乗り越え、子どもの成長発達に尽くし、自立を願う親の想いに触れることができた。幼少期では発達の保障、学校では集団活動や学習の体験、そして就学期の終了後の就労や親からの独立というというライフサイクルの視点に立った支援を、保護者と共に教育関係者や専門機関が連携し提

供することが、親の想いを叶えるだけでなく、子どもたちの自立つまり自己実現につながるものと思われる。

表2 滋賀県内市町のサポートファイルの作成状況

市町名	作成	DL※	名称
大津市	×	×	
彦根市	○	○	「絆」 (1市4町で共同作成)
愛荘町	○	×	
豊郷町	○	×	
甲良町	○	×	
多賀町	○	×	
長浜市	○	×	「すくすくファイル」 (2市で共同作成)
米原市	○	○	
近江八幡市	○	○	「サポートファイル」 (2市2町で共同作成)
東近江市	○	○	
日野町	○	○	
竜王町	○	×	
草津市	○	○	「相談支援ファイル」 (4市で共同作成)
守山市	○	○	
栗東市	○	○	
野洲市	○	○	
甲賀市	○	○	「ここあいパスポート」 (2市で共同作成)
湖南市	○	○	
高島市	○	○	「歩歩ファイル」

※ DL:ダウンロード

## 謝辞

調査研究の協力を呼び掛けて頂いた親の会の執行部の皆様、ならびに面談調査にご協力いただいた保護者の方々に、心よりお礼申し上げます。

## 参考文献

- 1) American Psychiatric Association (2014) DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引. 医学書院
- 2) 藤田裕司 (2012) 特別支援教育論考 (6). 大阪教育大学紀要第IV部門,60 (2) ,pp.89-96
- 3) 早川滋人 (2014) 幼児期に策定する「個別の支援計画」の持つ可能性～特に発達障がい児の将来の支援のために～. 滋賀短期大学研究紀要,40,pp.63-74
- 4) 加瀬 進 (2014) 近年の「個別の支援計画」をめぐる実践・研究・政策の動向と課題. 東京学芸大学紀

「個別の支援計画」作成についての実態調査研究

要総合教育学系Ⅱ ,65,pp.157-164

- 6) 小坂みゆき・姉崎 弘 (2011) 小学校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・策定と活用－有機的な支援の連携をめざして－. 三重大学教育学部研究紀要教育科学 ,62, pp.153-159
- 7) 真鍋 健 (2013) 保育者が障害幼児の支援計画を作成・展開させる際に必要となる仕掛けとは?. 発達研究 ,27,pp.81-94
- 8) 文部科学省 (2015) 平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果について. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1356207.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1356207.htm)
- 9) 文部科学省 (2008) 障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン (試案). [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/021.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021.htm)
- 10) 中島正夫 (2011) 保育所 (園)に通う障害を持つ子どもに関する「個別の支援計画」策定状況などについて. 椋山女学園大学研究論集 (自然科学篇) ,42,pp.13-25
- 11) 日本精神神経学会 精神科病名検討連絡会 (2014) DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン (初版). 精神神経学雑誌 ,116 (6) :429-457  
[https://www.jspn.or.jp/activity/opinion/dsm-5/files/dsm-5\\_guideline.pdf](https://www.jspn.or.jp/activity/opinion/dsm-5/files/dsm-5_guideline.pdf)
- 12) 滋賀県総合教育センター特別支援教育チーム (2007) 手引書 「個別の教育支援計画」の策定. 平成19年度特別支援教育に関する研究Ⅱ資料  
[http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/content/06\\_education/tokubetsu\\_shien/files/guidebpookabtebiki.pdf](http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/content/06_education/tokubetsu_shien/files/guidebpookabtebiki.pdf)
- 13) 保田英代・姉崎 弘 (2012) 中学校における特別支援教育体制のあり方について－個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を通して－. 三重大学教育学部研究紀要教育科学 ,63,pp.79-86
- 14) 渡邊健治 (2010) 幼稚園・保育園等における手引書『個別の (教育) 支援計画』の作成・活用. ジェアース教育新社